

平成28年1月29日

関係者各位

京都司法書士会  
会長 森中勇雄

行政書士が違法に登記申請を行ったとして逮捕されたとの報道について（会長  
声明）

平成28年1月27日、他人から依頼を受けて会社設立登記申請を行った大阪の行政書士が司法書士法違反であるとして京都府警により逮捕されたとの報道がありました。報道によると、逮捕された行政書士の行為は、司法書士法違反であるのみならず、不法に在留資格を得る目的で登記制度を悪用したものであり、登記制度に対する国民の信頼を著しく損なうものです。

司法書士でない者（弁護士を除く。）が、他人から依頼を受けて登記申請手続の代理や申請書類の作成を行うこと、これらの相談に応ずることは、有償又は無償を問わず、司法書士法により禁止されています。例えば行政書士のように司法書士でない者は、「会社設立登記」、「役員変更登記」等の会社・法人登記手続や、「相続登記」、住宅ローン等を返済した後の「抵当権抹消登記」等の不動産登記手続に関して、申請の代理をすることや申請書を作成すること、これらの相談に応ずることは、法律上禁止されているのです。

当会としましては、行政書士をはじめとする無資格者による司法書士法違反行為によって国民の権利が害されることのないよう、関係機関とも連携して厳正に対処して参りますので、市民の皆様におかれましては、違法な勧誘や広告に惑わされることのないよう、充分御留意ください。